第五十三条第一項第六号中「未成年者口座内上場株式等の配当等」を「非課税口座内上場株式等の配当等」に改め、同項第七号中「第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）」を「第九条の八第二項（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）」に、「みなされた」を「される」に、「未成年者口座内上場株式等の配当等」を「非課税口座内上場株式等の配当等」に改め、「、第九条の二第二項」を削り、同項第九号中「第三十七条の十四の二第八項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）」を「第三十七条の十四第八項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）」に、「未成年者口座が」を「非課税口座が」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の二第二十八項若しくは第三十七条の十四第四十二項若しくは第四十三項ただし書」を「第三十七条の十四第四十二項若しくは第四十三項ただし書」に改める。

第六十条第二項中「第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）」を「第二条第一項第十六号（定義）」に改める。

第六十六条の七の二中「第四十条の十二」を「第四十条の十二」に、「おいて」を「おいて準用する」に、「の規定を準用する財務省令で定める書類」に改める。

別表第二㊱の表の備考5中「第29条の４第１項」を「第29条の３」に、「同項」を「同条」に改める。

別表第五㈠の表の備考２⑼中「に掲げる」を「又は第５号に掲げる」に、「該当」を「租税特別措置法第３条第１項第５号該当」に改める。

別表第五㈨の表の備考２⑾中「第37条の10第３項第８号」を「第37条の10第３項第８号イ」に改め、「同族会社」の次に「又は同号ロに規定する特定法人」を、「総合課税適用分」の次に「又は「租税特別措置法第37条の10第３項第８号により総合課税適用分」」を加え、同表の備考２⑿ヨ中「第37条の14第12項」を「第37条の14第18項」に、「同条第７項第２号」を「同条第13項第２号」に、「同条第21項第２号」を「同条第27項第２号」に改め、同表の備考２⑿ロ中「第37条の14第22項」を「第37条の14第28項」に、「同条第21項第２号」を「同条第27項第２号」に改める。

別表第五㈩の表の備考１中「第90条の５の」を削り、「規定する市場デリバティブ取引に該当するもの」の次に「（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。）」を加え、「暗号資産デリバティブ取引のうち同号」を「暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第４号」に改め、「店頭デリバティブ取引に該当するもの」の次に「（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。）をいう。４⑺において同じ。）、市場特定暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第４号に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。）をいう。４⑺において同じ。）、店頭特定暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の５第１項第６号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの（租税特別措置法第41条の14第１項第２号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。）」を加え、同表の備考４㈦中「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と」の次に「、市場特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「市場特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「店頭特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と」を加える。

別表第六㈠の表の備考２⑷中「租税特別措置法」の次に「第29条の４第４項の規定の適用がある場合には同項の規定に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法」を加え、「、当該」を「残額とする。」に改め、同表の備考２⑸中「租税特別措置法」の次に「第29条の４第４項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法」を加え、「、当該」を「当該」に、「残額」を「残額とする」に改め、同表の備考２⑿ニ中「、同条第10項」を「又は同条第６項」に改め、「又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等」及び「又は第41条の３の２第18項」を削り、「第41条第16項」を「第41条第12項」に改め、同表の備考２⑿ヌ中「に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項」を削り、「若しくは同条第15項」を「、同条第11項」に、「若しくは同条第18項」を「又は同条第14項」に改め、「又は同法第41条の３の２第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額」を削り、同表の備考２⑿ミを削り、同表の備考２⑿ヲを同表の備考２⑿ミに、同表の備考２⑿ワをヨに、同表の備考２⑿カをワに改める。

別表第六㈡の表の備考２⑷イ中「令和７年法律第13号）附則第10条第３項」を「令和８年法律第12号）附則第11条第２項」に改める。

別表第七㈠の表の備考２⑼ト中「同条第１項第１号から第４号まで」を「同条第１項各号」に改める。

別表第八㈡の表の備考２⑻中「第37条の10第３項第８号」を「第37条の10第３項第８号イ」に改め、「同族会社」の次に「又は同号ロに規定する特定法人」を、「総合課税適用分」」の次に「又は「租税特別措置法第37条の10第３項第８号により総合課税適用分」」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第六㈠の改正規定（同表の備考２⑷に係る部分及び同表の備考２⑸に係る部分に限る。）及び別表第六㈢の表の備考２⑷㈠の改正規定並びに附則第五条並びに第六条第三項及び第四項の規定　令和八年十二月一日

二　第四十七条の二第十四項第一号の改正規定、第五十三条の改正規定及び別表第五㈨の表の備考２⑿の改正規定　令和九年一月一日

三　第二十八条第五号の改正規定　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

四　第三十五条の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

五　第六十条第二項の改正規定及び別表第五㈩の改正規定並びに附則第六条第二項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第四十条の九第一項第二号の規定は、個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。